

広島県告示第千六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和三年十二月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

三次市甲奴町宇賀字高山三七一〇、三七一六の一、三七二四、三七二七の一、三七二七の二、三七二九、三七三二、三七七五の二、三七八一の二、三八〇七、三八一三の一、三八一三の二

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）